

公益財団法人東京都道路整備保全公社
満空情報発信端末設置に関する助成金交付実施要綱

16 東道総公第82号
平成16年7月20日

(目的)

第1 この要綱は、携帯電話、カーナビゲーション及びインターネット等の情報端末を活用した駐車場への案内・誘導を行うため、地域の商店街や駅周辺の駐車場等に満空情報発信端末(以下「端末」という。)を設置する者への助成について必要な事項を定める。

(助成対象事業の種類等)

第2 助成対象事業の種類、助成対象地域、助成対象者、助成対象駐車場、助成条件、助成対象経費及び助成方法は、別表によるものとする。

(端末設置助成の申請)

第3 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、端末設置助成申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、当該駐車場が存する区を通じて公益財団法人東京都道路整備保全公社理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する端末設置助成申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類を審査し、助成対象地域であると認めるときは、理事長に送付するものとする。

3 前項に規定する端末設置助成申請書は、毎年度12月28日まで随時受け付ける。

4 端末設置助成申請に係る手数料等費用は、申請者の負担とする。

5 助成対象は、毎年度2月末までに完了予定の事業とする。

ただし、真にやむを得ない場合については、事前に助成事業変更等承認申請書(別記第3号様式)を提出し、理事長が承認したものについて完了日の延長を認める。

(端末設置助成金交付決定及び通知)

第4 理事長は、第3の端末設置助成申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、当該年度の予算の範囲内で端末設置助成を決定するものとする。

- 2 理事長は、端末設置助成を決定したときは、端末設置助成決定通知書(別記第2号様式)により、端末設置助成条件、その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

第5 理事長は、次に掲げる事項について申請者と公益財団法人東京都道路整備保全公社(以下「公社」という)、満空情報発信端末管理会社(以下「管理会社」という)の三者で満空情報発信端末の利用に関する協定を締結する。

- (1) 申請者、公社および管理会社の役割分担に関すること。
- (2) 申請者、公社および管理会社の経費負担に関すること。
- (3) その他端末の利用に関し必要な事項。

(協定期間)

第6 協定期間は、端末を設置した日(協定締結日)から原則2年間とする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに、三者のいずれからも書面による意思表示の申出がないときは、同一条件で自動的に1年間更新されるものとする。

- 2 前項に規定する更新期間は、次年度以降も適用するものとする。

(変更承認申請等)

第7 申請者は、第4第2項の端末設置助成金交付決定通知を受けた後、端末設置助成条件等の変更を必要とするとき又は助成対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成事業変更等承認申請書(別記第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第8 理事長は、第7の申請があったときは、端末設置助成の変更を行うことができるものとする。

- 2 理事長は、端末設置助成の変更をしたときは、端末設置助成変更等通知書(別記第4号様式)により、第7の申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9 申請者は、交付決定された後に端末設置し、助成事業が完了したときは、実績報告書(別記第5号様式)に関係書類を添えて速やかに理事長に提出するものとする。

(助成金額の確定)

第10 理事長は、第9の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う配信確認（インターネット、携帯電話等）により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第11 助成金の交付は、第10に定める助成金の額の確定後に行うものとする。

- 2 申請者は助成金の交付を受けるため、第10による助成金の額の確定通知書を受けた後、請求書（別記第7号様式）を理事長に提出するものとする。
- 3 請求書提出時には、機器購入設置費および1年間の保守費を支払ったことを証明する支払証明書（別記様式AおよびB）を添付する。

(交付決定の取消し)

第12 理事長は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、この満空情報発信端末設置助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により端末設置助成の決定を受けたとき。
- (2) 端末をその他の用途に使用したとき。
- (3) 端末からの正確かつ定期的な満空情報の配信を怠ったとき。
- (4) その他この交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2項）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員が実質的に経営を支配する、又は暴力団員と密接な関係を有するなど、理事長が特に認めたとき

(助成金の返還等)

第13 理事長は、第12の規定によりこの端末設置助成の決定を取り消した場合において、既に申請者が端末を設置し、助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。ただし、都市計画事業など行政が行う公共事業により駐車場が廃止となる場合には、助成金の返還について、全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第14 申請者は、助成対象事業により取得した端末については、助成対象事業の完了後においても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過するまでは、理事長の承認を受けないで、助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第8号様式）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 理事長は、前項の申請を受理したときは、財産処分承認書（別記第9号様式）により、前項の申請者に通知するものとする。

(違約金及び延滞金)

第15 理事長が、第12の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、助成金の返還を命じたときは、申請者は、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、都市計画事業など行政が行う公共事業により駐車場の全部又は一部廃止となる場合には、違約加算金について全部又は一部を免除することができる。

2 理事長が申請者に対し、助成金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(費用の負担)

第16 この助成金の交付申請、助成金の請求、振込、本手続に係る手数料等費用のすべては、申請者の負担とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に必要な事項については、理事長が定めるところによる。

附則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。

附則（平成17年3月28日付16東道総公第312号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月27日付17東道総公第256号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月28日付18東道総公第1047号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月27日付19東道総公第287号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月25日付20東道総公第285号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月24日付21東道総公第320号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月8日付22東道総総第450号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月28日付22東道総公第361号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年3月30日付23東道総公第310号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月21日付24東道総公第210号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月14日付25東道総公第243号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成２９年３月２９日付２８東道総公第２１９号の２）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則（平成３０年２月２２日付２９東道総公第２０８号）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則（平成３１年１月２５日付３０東道総公第１６５号）
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

(別表)

助成対象事業の種類	満空情報発信端末設置助成事業
助成対象地域	23区内で、東京都が推進する「ハイパースムーズ東京」の主要渋滞箇所、区が推進する違法駐車解消重点地域その他、違法駐車による交通渋滞が多発している地域などを対象地域とする。
助成対象者	一般公共の用に供する駐車場を経営する事業者等。(地方公共団体を含む。)
助成対象駐車場	助成対象地域内で、時間貸し10台以上の駐車場とする。
助成条件	(1) 端末を設置した日から2年以上駐車場を運営し、満空情報を発信すること。 (2) 申請は、各区を通じて行うこと。
助成対象経費等	(1) 端末購入及びその設置に要する費用。 (2) 設置から1年間の保守費用。 (3) その他、理事長が必要かつ適当と認めたもの。 ただし、リース契約により設置した機器等は助成対象外とする。
助成方法	(1) 端末は申請者が管理会社から購入し、設置する。 (2) 公社の駐車場案内サイトに満空情報を配信し、且つ正確に表示ができる端末とする。 (3) 端末購入及び設置、1年分の保守費を払い終えたとき、管理会社から発行される支払証明書を理事長に提出する。
助成金額	満空端末の助成金額は、自動型40万円、手動型11万円を限度額とした機器購入及び設置費並びに1年間の保守費とする。 助成金に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。
その他	手形による支払いは、助成対象経費に含めない。